

『落合新聞』の研究（４）

A Study of the “Ochiai Shinbun” (4)

福井 延幸

(Nobuyuki FUKUI)

キーワード：地域新聞、インフラ整備、ソーシャル・キャピタル、町会、防犯灯

Key Words : Local newspaper, Infrastructure, Social capital,
Neighborhood association, Security lighting

Ⅰ. はじめに

落合地域にとっての1960年代とはいったいどのような時代だったのだろうか。1960年代に地域で発行されていた地域新聞に下落合在住であった竹田助雄が主宰した『落合新聞』¹⁾がある。『落合新聞』が発行されていた期間は昭和37（1962）年5月から昭和42（1967）年10月の約5年半の間であり、日本は高度経済成長の真っ只中であった。その中において『落合新聞』の記事の中には、地域がその当時何を感じていたかという時代の空気感があらわれている。竹田は、「池田内閣が高度成長、所得倍増の新政策を発表したのは三十五年九月、東京都の人口が一千万を突破したのは三十七年二月である。早稲田方面から練馬に抜ける放射七号線工事も再開した。落合処理場を終末とする道路の掘鑿もはげしくなった。それらばかりでなく、町の動きを集約して記録することも立派な心構えであると思った。高度成長を私は別の路線を択んだことになった。」²⁾と高度経済成長の中で町の動きを記録するという『落合新聞』発行の理由を語っている。『落合新聞』は、「町の利益」³⁾が守られる事象も損なわれるような事象も地域の共通体験として記録していった。結果、その時代の空気感を切り取っていったのである。

筆者は、これまでにこの『落合新聞』に記事として取り上げられてきた住居表示問題⁴⁾、放射7号線（新目白通り）建設とそれに伴う歩道橋設置問題⁵⁾、地下鉄5号線（東京メトロ東西線）・8号線（東京メトロ有楽町線）建設⁶⁾、落合処理場（現・落合水再生センター）建設問題⁷⁾から落合地域の60年代的課題とはいかなるものであり、いかにその課題に地域が向き合ってきたかということについて論じてきた。

住居表示実施や放射7号線建設では「町の利益」を損なうような歴史的・文化的・地理的な分断がみられるようになったため、『落合新聞』は批判や提案、補償の要求、安全の要求を展開した。しかし、地下鉄建設についてはこのような分断はみられなかったため、淡白とも受け

ふくいのおゆき：目白研心中学校・高等学校教諭

取れる冷静な姿勢での報道となっていた。処理場建設については、迷惑施設の受け入れに対し、悪臭など地域環境への影響も当初の想定より少なく、水洗化という文化的な生活や新技術への期待、地域の誇りとなるような環境に配慮した公園を設置したことなどから好意的な姿勢をみせていた。この『落合新聞』の問題意識として「町の利益を擁護する」という姿勢が常にその根底にあった⁸⁾。これは『落合新聞』を主宰した竹田助雄の地域に対する一貫したまなざしといえよう。

本稿では住居表示問題と放射7号線建設による有形・無形の分断に端を発する町会の再編成と、その町会が設置・継承してきた防犯灯に関する問題から、高度経済成長期における落合地域の「町の利益」である社会資本の形成と継承について論じていきたい。防犯灯は住居表示問題と放射7号線建設による分断にも関わらず引き継がれる「町の利益」であり、この防犯灯を設置してきた町会の再編成問題と併せて、「町の利益」の地域における形成と継承を『落合新聞』の記事から明らかにしようとするものである。

Ⅱ. 落合地域の町会について

1. 落合地域における町会とその機能

(1) 落合地域における町会設置の経緯

1927年発行の東京市政調査会編『東京市町内会に関する調査』によると町会が行う事務について、「慶弔に関する事務」、「衛生に関する事務」、「兵事に関する事務」、「祭事に関する事業」、「自警事務」、「救済事務」、「交通補助事務」、「商事に関する事務」、「官公署との交渉布達に関する事務」、「学事教育に関する事務」、「人事の相談調停に関する事務」、「表彰に関する事務」、「金融に関する事務」、「その他の町会諸事事務」の14項目に整理している。交通補助事務に関して、「町会が交通者の便利のために、町内に街灯を設備してこれに照明し、或は街路に撒水し、その他街頭に町内居住者の番地名を指示せる表示板を立て、或は道路を開鑿修理するが如きを言ふ。」⁹⁾とあり、戦前より街灯の設置が町会によって行われていたことがわかる。

また、自警事務について、「町会によって行はるる最も普遍的なる事務の一つである。殊に町会は大正十二年の大震災により著しくその数を増加したが、この大震災を機として創立されたる町会は、多く自警団より転化せるものなるを以て、この自警事務は、就中最も主要なる事務となつてゐる。」¹⁰⁾とあり、「防犯」は町会設置の大きな理由の1つであった。

落合地域の町会については、『落合町誌』に「町政を補助し自治の精神を徹底せしめて、互助共存の実を挙げんがために各小字毎に有志の組織に係る、自治的団体がある、旧時の月番制度に相似たるものにて、其事業は講演会映画会等を開きて、衛生思想の普及に資し、下水掃除を行ひ、伝染病予防注射を施行するの外、防火宣伝を為し、時に社会教育講話会等、随時必要な事項を実施し、又町役場の依頼に因る周知事項を徹底せしむる等常に郷党団結の美風を発露して自治齊美の実に歩武を進めてゐる、所在会名は次の如くである。」¹¹⁾として21の団体名

が挙げられている。中でも「社会の発達と文化の進展は、社会人各自の理解と相互の協力に依らねばならぬ、同志会は此の自覚に醒めて、明治四十四年十二月を以て創立されたる本町組織町会の先達である、其の目的として云ふところは、会員相互の懇和親睦を図り、福利を増進し、公共事業の整備発達及自治精神を向上するにあり」¹²⁾ という明治44年創立の落合町二丁目の「同志会」が最も古く、関東大震災後の自警団から転化した町会として、大正十二年「震災当時の警備後隣保互助の実を挙げんために」設立の文化村の二十日会¹³⁾ や「互助共存の実を挙げんため同年十月十三日戸塚警察署の認可を得て」設立の新田丸山の協和会¹⁴⁾ が紹介されている。二十日会については「本会は品位ある紳士構成でもあるが、会役員の尽力も遺憾なく洵に隣保交渉が爽々してゐる」¹⁵⁾ と紹介されている。

大正10年10月設立の府営住宅の親和会は「社会文化の発展に尽力し、其の公益尠からず、其の他区域内に小運動場を設け街灯照明、防火用貯水槽、示道標及び掲示場等を設け又時々活動写真などの映写、講演会を開催して自治の発達に助成しつゝあり。」¹⁶⁾ と紹介されており、戦前の落合地域においても町会の努力によって街灯が設置・管理されていた様子がみてとれる。

戦時中、町会は大政翼賛会の下部組織として位置づけられていた。終戦後の昭和二十二年五月三日政令第一五号によって、町会、部落会などは全国的に解散させられたが、なかには潜在的に存続したものもあり、やがて荒廃した町の復興とともに、再びその結成が促進され、昭和二十七年には平和条約が発効したことも関連し、町会組織は次第に全面的に普及していった¹⁷⁾。落合地域においては、昭和20年代末から30年代前半にかけ新町会の設置が続いていくのである¹⁸⁾。

(2) 請願の主体としての町会活動

「町の利益を擁護する」という『落合新聞』において、町会の活動については数多くとりあげられている。その中で昭和38年8月11日発行の第13号2面の「町会の動き」では、下落合四・五丁目町会の下落合駅前空地附近への保健所誘致請願署名運動と消防署落合出張所に火災報知器¹⁹⁾の設置に伴う落合全域への報知器設置について、落合各町会の署名簿を添え都議会議員小野田増太郎氏を通じ、都議会議長宛に近く請願されることが報じられている。保健所については、それまで新宿区内には四谷・牛込・淀橋の三保健所があったが、当時の落合地域を管轄していた淀橋保健所は管内も広く、管内人口も約23万人と多かった。保健所の設置は人口10万人に一カ所とうたわれており、当時の戸塚地域の人口が約5万人、落合地域の人口が約6万人の計11万人であること、落合地域には空地が多いこと、人口が急増していることから落合地域に保健所を設置することは不合理でないとするのである。

火災報知機については消防署落合出張所に火災報知器の設置が決定したが、下落合一丁目、二丁目、三丁目にまず設置され、下落合四丁目、五丁目、上落合、西落合は次回になるという。しかし次回になる地区は区内西北端の警備の盲点であり、道路が細く屈曲が多いため、消防車の出動に不便かつ時間を要するので落合全域に設置をと当該地域の町会が願い出たのであ

る。道路が狭く屈曲しており消防の活動に支障をきたすというのは、上落合地域においては現在にもつながるまちづくりの大きな課題であり、当時の町会とても切実な問題であったということとは想像するに難くないことである。

また、下落合四・五丁目町会による請願としては電電公社への電話ボックスの増設も併せて報じられている。四・五丁目町会内に現有する電話ボックスは二カ所であるが、これを七カ所に増設して貰おうというものであった。請願の理由としては、比較的利用が多いのと夜間10時以降は赤電話の利用が出来なくなり防犯その他緊急を要する場合に至便なためということである。

下落合三丁目町会が主体になり行われていた下落合への公園誘致のための署名運動も、下落合一、二丁目、知久会、三、四丁目、辻町、四・五丁目合計七町会の一七七名分の署名が集まり、これを新宿区長代理助役と都公園緑地部技術課長に、それぞれ提出し受理された。町会長らと共に竹田もこの陳情に随行したということが掲載されている。

住居表示が問題となる以前、地縁の分断が顕在化する以前の時期、『落合新聞』の初期である昭和30年代後半にとりあげた話題の一つとして、保健所・火災報知器・電話ボックス・公園の設置といった高度経済成長期における落合地域のインフラ整備があった。その要求のための請願の主体として、直接にその利害に関わる町会の活動が記録されている。

2. 選挙と町会

(1) 『落合新聞』の社説にみる選挙

『落合新聞』が発行されていた昭和37年から昭和42年の間には、衆議院議員選挙、参議院議員選挙、東京都知事選挙、東京都議会議員選挙、新宿区議会議員選挙がそれぞれ2回ずつ実施されている。地域新聞の性質上か、衆院選・参院選にはほぼ言及がなく、衆院選については第44号で投票率の記事が、参院選については第29号に投票風景が掲載されているのみである。都知事選、都議選については、若干記事は増えるものの、これに対し区議会議員選挙については、取材対象としてのみならず地方政治に対する期待、そして竹田自身が特定の候補者を支援したこともあって大きな関心を寄せており2回ともキャンペーン的に大きくとりあげている。

昭和42年4月15日に新宿区議会議員選挙が実施されたが、この区議会議員選挙に向けて、その半年前にあたる昭和41年10月23日発行の第41号より選挙関連の記事が紙面の多くを占めるようになった。「社説」では第41号「明春地方選挙に備えて」、第42号「議員は地域住民の表現」第43号「健全な後援会の在り方を」第45号「よい候補者を選ぼう」と選挙関連の内容を取り上げている。そこでは殊に議員選びの重要性、地方政治への期待といったものが随所にみられるのである。

昭和41年10月23日発行の第41号1面の社説「明春地方選挙に備えて」では、議員選出の基準・方法について、「第一には、人物をまず選びたいと思う。」「第二には、金銭をやたらに使い出したがる候補者を警戒しよう。」「第三には盗み癖のある候補者の自己宣伝に注意しよ

う。」「第四には、これは最も大切であるかもしれないのだが、現役新人を問わず、候補者の実績である。』との4点を挙げ、選ぶべき候補者について、「誰に何と云われようと周到な論理と意志と情熱とをもって地域社会の福祉向上に活動してきた人物は、将来に於ても高い視野にささえられ実行可能な具体策をもち得ることの出来る意欲ある人物である。こういう人材を送りたい。」と、選ぶべき人物像を掲げている。

昭和41年11月30日発行の第42号1面の社説「議員は地域住民の表現」では、「最近区民の間から区議にも広報を発行せよという声が出ているが、当然なことではあるまいか。」と区議による広報紙の発行を求める姿勢をみせている。そこには『落合新聞』の主宰者としての広報紙というメディアに対する大きな期待があり、地域の中における言論、表現に対しての大きな期待があるといえよう。また、「議員は地域住民の表現であるのだから、われわれ有権者は自分たちに恥かしくないような議員を選出しようとしていると同時に、候補者も責任ある資格をもつように心がけてもらいたい。」という部分からは、選挙を通じての地域住民と選出された議員による地方自治力の向上を主張するのである。

昭和42年2月2日発行の第43号1面の社説「健全な後援会の在り方を」では、区議会議員の後援会について「平常は会員は世間との連絡や世話を引受け、要すれば日を定めて当人と共にまじめな勉強会や反省会や問題処理の会を開くことを奨めたい。そして日々刻々と変化する区内の事情をしっかりと知っておいてもらいたいと思う。」と議員を支える周辺の人々も含めて区内の事情を熟知している必要性を述べている。地域住民の地域に対する責任を非常に重くみているのである。

そして選挙直前の昭和42年3月31日発行の第45号1面の社説「よい候補者を選ぼう」では、まずこの区議選について「泡沫候補の減ったことと、有権者数が前回より三万四千人も増加したことであろう。当選ラインはぐっと上昇している。これらの影響はさまざまな話題を呼び、もはや狭い地域の代表では当選不可能になった。有権者の大半もひとにぎりの地元から脱却して地域全体に目を向けている。とりわけ落合地区に於てその観が深い。」と、その特徴を分析し、殊に落合地域において、狭い地域のなかで選ばれた地元政治からより広い視野を持って地域全体を考えようという志向の転換が強まっていることを指摘している。そして、「四年の間には、遊び場づくりの運動を筆頭に、住居表示作業とセクショナリズム、神田川の氾濫、下水道管の破裂、文化財に対する認識や措置、緑地帯保護の施策、害虫駆除、近くは聖隣館問題、歩道橋に対する考え方、夜の安全策、交通安全対策、青少年問題、汚水処理と都への働きかけ、PTAや町内会のあり方、議会への反映、拾いあげれば枚挙にいとまのないほど地域社会の公事に多くの人々が動いてきた。今期立候補者はそれらの中の一つかあるいは複数に何らかのかたちで触れてきたひとびとばかりである。」と、前回の区議選からの4年間にまちが直面した課題（その多くは『落合新聞』が記事としてとりあげたものであった）を列挙し、区議候補者はその解決に向けて活動してきた人々ばかりであるのだという。そして「有権者の欲しているのは、少々の破綻はあっても内容のある人物ではなかったろうか。豊富な経験と実績を

ふまえた人物でなくて、どうしてよい町づくりへの可能性を将来に託することができよう。地域社会が要求していることは政党よりも実際にテキパキと措置をしてくれる有能な活動家であった。このようなところから順に候補者を選んでいきたい。実績は方法の知識を体得する。」と、地域の中での「活動家」に大いに期待する姿勢をみせているのである。

(2) 選挙における町会の機能

昭和42年2月2日発行の第43号1面トップは「立候補情勢 四月区議会議員選挙」であった。その中で、「町会、丁目を一般の人は地元といっている。けれども、近年有権者の視野は広くなり、これからの議員はこの地元（落合）と区全体の両刀使いが、最も有権者の期待する議員像になってきているように思われる。もう町会、丁目一片倒では当選はむづかしい。この一片に頼る守勢が“草刈り場”の汚名を受ける原因ともなっていた。（中略）次期は守勢を攻勢に発展させ、草刈り場の汚名を返上しなければならない時期のようだ。」と地元有権者の意識の変化によって地元一辺倒でなく区全体にも目配りのできる「両刀使い」が期待される区議会議員像となってきたこと、そして落合地域が“草刈り場”となっており地域（地元）の代表を議会に送れないことで町の利益が守れないので巻き返しを図りたいということがいわれている。地元の利益代表たる議員を地域の後押しで議会に送ろうとするのである。

同面の「予定者の情況」では組織をもたない候補者の後援会組織づくりの活発化を伝えている。無所属で立候補した上落合親和会長を上落合親和会と上落合三丁目町会が推薦したが、「町会推薦は落合では珍しいケース」だという。この候補の後援会長兼選挙事務長は上落合三丁目町会長であった。ほかにも自民党から立候補の西落合町会副会長を同じ西落合町会副会長が後援会長として支え、下落合一丁目町会、下落合二丁目町会、知久会が中心となって別の自民党からの候補者を支援している。ほかに無所属で立候補の上落合東部町会副会長を同じ上落合東部町会顧問が後援会長として支えるものがみられた。地域による、地域のための、地域ぐるみの選挙支援体制が敷かれていたのである。なお、ここであげた自民党からの候補者は当選したが、無所属の候補はここでとりあげてないものも含めて全員落選している。また、前述の竹田が行動を共にし支援していた候補者の後援会については、この面の見出し「モデルケース後援会は落合から」にもあるように「この会は会計報告、社会的活動等を年四回以上の会報で会員に報告するのが特徴」という「モデルケース後援会」と称される後援会組織となっていた。「モデルケース」という言葉に地方議会選挙における後援組織の近代化のさきがけとして今後の標準となるような組織としたいとの指向がみえる。

また同面の「『全力を投入しよう』 町会連合新年懇親会で」では、落合町会連合会新年初の懇親会を報じている。席上、淀橋町会連合会長は、「町会は行政に対して権限をもっていないが、理想を達成するには団体行動をやるのと、地域の代表を議会に送り出し、法定活動で目的を達する、この二つの手段がある。ここ数カ月は重大な時期が来ているので、町会は活動方針を過まらずに全力を投入してまず足元からかため、福祉増進に寄与したい」と語った。また、

落合町会連合会長は「選挙には人物をよく知っている人を選び、棄権のないようにしたい」と挨拶したことを伝えている。町会による行政・議会に対する影響力保持の思想をここに伺うことができる。圧力団体としての町会の姿勢が垣間見える。これもまた町会の機能の一つである。

(3) 『落合新聞』の選挙支援

竹田は、『落合新聞』において発行期間中に実施された新宿区議会議員選挙を2度とも大きくとりあげていたが、昭和42年4月の選挙の際には、2人の特定の候補者に大きく肩入れをしていた。昭和41年10月23日発行の第41号1面「次期区議選 明年四月 噂の新人群」では、落合地区の立候補予定者の現職・新人あわせて14人を紹介している。新人候補9人については、そのプロフィールが紹介されているが、うち5人が町会長・副会長など町会関係者であった。そのなかで「信頼できる若手新人として（中略）落合新聞社の竹田助雄氏が強力に推進、区政相談の補佐も務める」と、はっきりとある特定候補に対しての支援を表明している。この候補は、後述の中落合二丁目町会設立の推進役であり、みつば児童遊園・みなか児童遊園・やよい児童遊園、おとめ山自然公園の設置などで竹田と行動を共にしていた人物である。そして、もう1人「めぐまれた体力と素質、精神的たしかな基礎のうえにたって議員として利用したり、活動したりする十分なものがあるという推薦者が多い」として、別の候補者も支援している。のちにこの候補者については、昭和42年5月19日発行の第46号1面の「地方選挙を顧みて」において「世話の焼ける」と評しているが、この人物についての支援として同面に当時西落合で紛糾していた生活保護者対象の宿所提供施設である「聖隣館」²⁰⁾の改築問題について同氏による「聖隣館について地元の意見」を掲載している。この号では社説においても「最後につけ加えておきたいことは、勇気ある候補者を選びたい。」「豊かな見識で是非の問題をはっきりと見きわめ、所信を明らかにできる人物が欲しい。」として、聖隣館改築問題を例に挙げ「区民の意思を代弁し、地域に於ても堂々と発言、表現のできる候補者を推薦したいのである。」と個人名こそ挙げないものの、記事による候補者支援の姿勢は明らかであった。

この選挙の結果であるが、竹田の支援した候補は2人とも落選した。昭和42年5月19日発行の第46号1面トップは「地方選挙を顧みて」という竹田の署名記事である。落選した2名の敗因についての分析であるが、その冒頭で選挙1週間後の中落合三丁目やよい会の会合での竹田の発言を掲載している。「町会員さんたちは、選挙期間中はそれぞれ思い思いの候補者を支持してきたことでしょう。自民党を支持した人もあれば、民社、社会、共産、公明、無所属、あるいは地元と、会員はそれぞれの分野に分れていたようです。しかし町会は、政治的には考えの違った個々の単位が、政党政派を超越して一つの目的のためにできている団体ですから、本来の目的を忘れず、競い立きおった選挙中のしこりや出来事などはさらりと忘れて、勝った者には祝福を、負けた者にはその健斗をたたえて、再び楽しい町内会にしていこう」と語っている。

この発言から地域ぐるみ、町会ぐるみの選挙は、地域に少なからずしこりを残したということが窺い知れる。しこりを残したということでは、昭和42年5月19日発行の第46号1面には「竹田氏へ怪文書」で開票日の翌日に竹田のもとに怪文書が届いていたことが伝えられている。「地域新聞には味方も多いが敵も多い。選挙ともなればそれがわるい方向に極端に現われるようだ。」²¹⁾と竹田は言っているが、地域の中で出回ったあまり表立つことのない怪文書が記録として残るのも、それはそれとして貴重といえる。

この時の選挙の敗北は、地域での活動に多方面で関わった竹田にとっては、大きな挫折であった。この時の「地方選挙を顧みて」は以下のように結ばれている。

「私はいつかこの体験を掘下げて詳しく書いて置きたいと思う。敗北の記憶と、町に底流する滑稽さと、私の微力であることを。」と。この時の選挙の経験については、後に竹田の著作である『御禁止山』で詳細に述べられている²²⁾。

また、住居表示実施により下落合二丁目から中落合二丁目に変更された地域で、近くに投票所があるのに数倍も遠くの投票所に行かねばならない状態を是正するよう陳情が行われている。中落合二丁目居住の南原繁元東大総長、星野直樹元内閣書記官長、東条達也ワシントン靴店社長らが中心となり、今度の統一地方選挙に間にあうよう投票区の境界変更陳情署名運動を起し中落合二丁目町会が四百四十六名の署名を集め新宿区選挙管理委員長へ署名簿を渡したという記事が昭和42年3月1日発行の第44号1面に掲載された。この境界変更はその後「事務的にとても間に合わない」として「来年の参院選挙までには期待にそえるよう必ず手直しする」との回答を選挙管理委員長から得たことが昭和42年3月31日発行の第45号2面に掲載されている。署名活動については、「おとめ山」保存の際に地域に在住であった安倍能成、南原繁、舟橋聖一といった文化人に協力を仰いでいた。文化人による寄稿が多いのも『落合新聞』の特徴であるが、竹田は『落合新聞』を主宰する中で、地域の文化人との交流も数多くあり、その関係性は地域の活動にも生かされていた。

3. 住居表示と町会

(1) 「町名変更反対同盟」との応酬

住居表示については、昭和37年5月10日に「住居表示に関する法律」が施行された。新宿区においては、昭和三十七年七月、総務課に住居表示係を設置して住居表示事業の準備に着手したが、同年十二月、区議会において区内全域を街区方式で実施することを可決した。この街区方式は他区でもすべて採用された。以来この制度の実施のため調査検討が進められたが、この制度はいわれのある旧来の町の名称や区域を改めることになるので、住民感情を刺激し、その実施には困難な事情があったという²³⁾。新宿区が発行する広報誌『新宿区広報』にも昭和38年1月11日号以降、住居表示問題について継続的に記事が掲載されている。

『新宿区広報』はこの住居表示実施に際し、このように伝えた。「皆さん。現在たとえ手紙が無事に着くので少しも不便は感じないとしても番地を頼りにお宅を尋ねる友人、知己のこと考

えてあげてください。やがて自分の子供の時代になった時、どれだけ生活が能率的になるかを考えて下さい。皆さんが少しでも便利になるように力を合わせてこの前近代的な長い間放ったらかしにしてあった旧来のところ番地制度を改め合理的な町と番地を思い切って使っていくようにいたしましょう。将来の自分たちのため、ひいては社会のためこの際多少の障害は乗り切ってやり遂げましょう。」²⁴⁾と。能率的・合理的であることを追求するために前近代的な制度を改めていこうという姿勢が強力に打ち出されている。ここに端的に示されているが、住居表示に関する問題は、地域の歴史を刻んでいる地名が現代の追い求める能率・合理性に包含されて消滅していく過程であるともいえよう。一方で住居表示問題は地域アイデンティティのもととなる地名の変更や地縁の分断を伴い、合理性を求めるにあたって多少の障害は切り捨てるといふ姿勢であり、地域の心を大きく変えてしまう問題でもあった。

この住居表示は、落合地域が新宿区内では最も早く昭和40年8月1日に旧西落合一丁目、旧西落合二丁目、旧西落合三丁目、旧下落合二丁目、旧下落合三丁目、旧下落合四丁目、旧下落合五丁目、旧上落合一丁目、旧上落合二丁目を実施された。つづいて昭和41年11月10日に旧上落合一丁目、旧上落合二丁目、旧下落合三丁目を実施された。

『落合新聞』の住居表示に関する記事としては、昭和39年9月10日発行の第23号1面を初出として以後旧上落合地区でのこの問題が一段落する昭和41年9月10日発行の第40号1面まで10回(23、24、25、26、27、28、29、33、34、40号)にわたり掲載されている。

住居表示の実施に伴い町界の変更がなされることで町会の再編成も想定されたが、初出の昭和39年9月10日の第23号1面で町会の再編成について、「今度の作業では町会の区分体には触れないことになっているが、(触れてはいけないから)場所によっては町会がいく重にも切られるため町会再編成も必要になってくるだろう。」と触れられている。住居表示の実施に伴う町界の変更と町会の再編成は地域に暮らす人々の町会に対する思いと相俟って複雑な問題へと進展していく。

その一つが『落合新聞』と「町名変更反対同盟(仮称)」(以下、「反対同盟」)との応酬である。「反対同盟」については、昭和40年4月20日から10日間にわたって約600枚のアンケートを配布して新町名に対する賛否を問う活動を行っており、その途中経過が昭和40年5月3日発行第27号4面に、最終集計の結果が住居表示実施直前の昭和40年6月9日の第28号3面に掲載されている。その結果は新町名に対する反対91.2%というものであった。このアンケートの集計と集まった2,102名分の署名を岡田昇三新宿区長に手渡し審議のやり直しを要請、東龍太郎東京都知事にも善処を訴えている。この記事からもうかがえるが、当初『落合新聞』と「反対同盟」とは対立関係にはなかった。

しかし、その後『落合新聞』と「反対同盟」は対立を深めていく。その『落合新聞』紙上でこの応酬の発端は、昭和40年10月9日発行の第31号1面の社説「町名変更反対に行過ぎ」での「反対同盟」に対する批判である。「反対同盟」の動きに対し、「世間の響響ひんしゆくを買うような行過ぎのあることを見聞する。もとより欠陥を指摘し善処を願う気持は法治国家の一員として当然

のことであるが、言論の自由を逸脱し独善に疾走する行為に対してもわれわれは厳しく注意を喚起せねばならない。」と反対運動に対しての批判を繰り返す。行き過ぎとは、地元町会長に対する個人攻撃的な批判的言動、町会費不払い煽動による町会の攪乱、新町名肯定・否定の混淆であり、これらを痛烈に批判している。

落合地域における町名変更反対運動の根底には、前述の社説でも「この運動をきっかけにして地方自治の歪みやとかく不評がちな町会の在り方について猛省を促し、直接には住居表示審議会、事務局への独善や無策を叱咤し、でき得れば白紙にもどして再審議し、できなければかかる抗議によって今後、残された地域の作業を円滑にすすめるための参考にもなればとひそかに考えている人も多かった。」と述べられており、地方自治批判、町会批判、住居表示に対する行政の無策と再審議の要求や住居表示作業のその後の進捗に影響を与えようという思想があったことが指摘されている。しかし、その一方で反対運動そのものには一部に個人攻撃などの暴走もみられ、運動として未成熟な面がみられた。

また、同日の投書欄「声」には「町名変更反対同盟の諸氏へ」との見出しの「中落合二丁目一居住者」からの投稿で「新住居表示反対の論拠が明確でないこと」、「下落合町会幹部に対する私的感情が伺えること」の2点を挙げて「反対同盟」の手法を批判している。これに対し次号昭和40年11月12日発行の第32号4面では「竹田氏の不可解な態度について」の見出しで「反対同盟」からの反論が投稿され、これに対して竹田が応じる形の記事になっている。この中で、竹田は住居表示に関してその進行に明確な賛意を示している。

この応酬は、10月22日に下落合三丁目町会が既に解散していたこともあって、ここで打ち止めとなり、以降『落合新聞』での言及はなかった。しかしそれまでに地域に対して「反対同盟」の活動の与えた影響は大きく、この町会批判に端を発する下落合三丁目町会の解散は、その後の落合地域の町会再編成につながっていくのである。

(2) 町会問題に対する『落合新聞』の姿勢

『落合新聞』の社説・コラムには、当該の問題に対する竹田の問題意識や思想、本音が色濃く表れている。この住居表示問題とそれにかかわる町会問題についても本音がみえる。昭和40年12月20日発行の第33号1面の社説「新町会設立に寄せて」でも「いうまでもなく町会は善意の上になつて、人の幸せをねがうのが目的」といっているが、「町会は善意の組織」というのが竹田の思想である。

昭和41年2月8日発行の第34号1面のコラム「七曲り」では、「上落合の住居表示作業は境界問題で難航している。(中略) 難航する原因は町会問題が根底にあるからだが、地番整理と町会区域は何度も云うように無関係の筈だ。区別できないものだろうか。混同するから話がこじれる。むかし氏子の境が^マ変ること^マで下落合で流血の騒ぎがあった。町会の境はそれ程タブーではないけれど、触れるべきではない。将来の問題だ。」と氏子境界の変更のような禁忌ではないものの住居表示と町会再編成とは分けて考えるべきとの立場をとる。また町会再編成に

つについては、「下落合で三丁目町会が解散し前例を残したが、あれは地番整理のためというより非度く誹謗されたので怒って解散したのであった。」と、問題の本質は、地域の内紛との分析をしている。そして「住居表示審議員などというものは、貧乏くじを引かされたようなものだから。要求が通らなければ辞任するという委員もあると聞いている、忍耐して欲しい。民衆の希望だからといって大衆追従に陥ってはならない。」と風当たりの強かった地域の住居表示審議員に対し批判に屈しないよう応援し、町会の活動について「元来町会とはお返しを望まぬ善意の組織、領域にこだわるのもおかしいことなのである。」と町会は「善意の組織」論で結ぶのである。

また、昭和41年7月3日発行の第38号4面の「七曲り」では、「政党政派に関与せずと共に宗教宗派に関与せずを書き加えたのが本当の町会ではないだろうか。自由に立入りできる境内、寺院と共に豊富な民俗資料、それだけでは公共性には不足する。神社も氏子も町会と時代性について再考し氏子の組織ははっきり別にしたほうがいいと思う。町会は自由な意思の単位が全体の福利しあわせを目的とした善意の組織である。少数意見に耳を傾ける冷静さをなくさないようにしよう。」と「町会は自由な意思の単位が全体の福利しあわせを目的とした善意の組織」との持論を示しながら町会が果たしている神社維持の機能に対する疑問を提示するのである。

また、昭和40年12月20日発行第33号1面社説「新町会設立に寄せて」の中では、人の善意に支えられ多様な業務をこなしてきた町会に対し、「町会は任意団体という本来の姿に立返ることを今後の課題にし自主性をもって楽しく運営していかなければならない。」と任意団体という本来の姿に立ち返った自主性を持った運営をすべきこと主張し、日本の町会の利用されやすい弱さを指摘する。そしてイギリスやアメリカの例を引きながら、自由な活動を行なう自治体が地方自治の中心的役割を果たしていることをいう。そして、地方自治の末端組織ともいえる町会は、「地方団体として何か心がまえみたいなものを備えておく必要があるような気がする。」と町会は地方自治の一端を担う心がまえを備える必要性を説くのである。

4. 下落合三丁目町会の解散と新町会の設立

(1) 下落合三丁目町会の解散

昭和40年11月12日発行の第32号1面「下三丁目町会が解散 よりよい町会を作るため町名変更を機会に」では、住居表示による町界変更の余波で下落合三丁目町会の解散を報じている。解散した下落合三丁目町会は『落合新聞』主宰の竹田が所属する町会であった。

「下落合三丁目町会では、十月二十二日午後一時より落合第一特別出張所に於て臨時総会を開催し、町名変更にとまなう町会名変更の是非。もう一つは同町内には三つの新丁目が誕生したのでこの際解散して個々に単位町会を再編すべきか、これらの問題をめぐり約三時間にわたって熱心に討議した結果、同日午後四時、賛成者多数をもって同町会は解散した。この解散は、新住居表示に関連する初の解散であるのと、同町会に対する批判中傷も多かっただけに今

後のなりゆきが注目されている。」と、その解散を伝えている。

次いで「解散の影響」として、「町会が解散されたままであると次の事項がなくなる。保健所、水道、土木、日赤、共同募金、助け合い運動等当局から示達される業務の受理配給伝達、または補助をしない。例えば、駆除剤の頒布、各種説明会の人集め、ポスターの掲示パンフレットなど回覧板による伝達等。また私道分の防犯灯（下三町会の場合は四十九本）は消灯する。従って区からの助成金もストップする。その代り必要ならば各自各家庭でやるか、やらなくてもいい。」とこれまでの善意によって継承されてきた業務が消滅してしまうことを伝える。

さらに「下三町会の略歴」として、「同町会は終戦直後の暗闇の時代にせめて防犯灯だけでもつけて町を明るくしようと、誰からともなく言い出した運動がきっかけになり、相互扶助の精神からその組織が拡大され、やがて昭和二十九年九月十七日下落合三丁目町会が誕生した。（中略）通算十一年間、今日に及んでいた。その間防犯灯の設置本数一九六。町内番地入り地図作製。津軽華子さんの歓送。下落合台地初の「みつば児童遊園」誘致運動、落合秘境開放への助力等があった。」と、防犯灯の設置からはじまった『落合新聞』の地元である下落合三丁目町会の活動を伝えている。なお、戦前の下落合三丁目地域の町会について、昭和15年に内務省より「部落会・町内会等整備要綱」が発せられ「この要綱により新町内会が成立し、家庭防空隣保組織である前項の二十日会区域防火群団は新町内会に吸収され、それとともに二十日会は解散となった。そして、この町内会の成立は文化村を二分することになった。もともと文化村は下落合三丁目と四丁目の二つの住所にまたがっていたので、第一文化村と第二文化村のごく一部が下落合三丁目町会（第十一部、のちに第十班となる）に、第二文化村が下落合四丁目町会に入った。」²⁵⁾と文化村の二十日会の流れをくむ町会であったことが知られている。

解散までの経緯としては、「発展的解散を望む」として、臨時総会における主な発言を伝えている。はじめに町会長から、部長会議を招集し決定された議題にもとづき臨時総会を開いたまでの経過報告があり、「下落合三丁目という名前のもとに町会を運営することは内部的にも対外的にもむづかしくなってきた。（中略）だから町会名を変えて現町会を継続するか。あるいは下落合三丁目は六つに分割され、三つの丁目に分れた。そこで個々に町会を作って貰うことにして解散の声も多い。町会員の皆さんはどう思うか、解散か町名を変えて継続するか、以上二つの問題について意見を述べて戴きたい。」と問題提起があり、次いで副町会長から補足説明があつて、「住居表示作業が行われていた頃は、町会幹部としては、隣接町会の上落合、下落合東部の作業も終り、放射七号線工事もある程度進んだ頃に新町名の名前で再編成しようという考えでいた。しかし、新住居表示には種々問題がからんで、下三丁目というものが言葉の上からも気持ちの上からも消されてしまった。一部にああした疑惑をもたれるような文書をまいて、そのために動揺したわけではないが、非常にかんぐられるような気持ちになる。批評批判はよいとしても、中傷や誹謗や罵倒は面白くない。そこでどうせ解散するなら、というのでその時期が早くなった。」と解散を提案するに至るまでの経緯が説明された。以上の説明を基にして各町会員から個々に質疑応答がなされ、会計からは町有財産、現金現在高、最近は町会

費不払いが多くなったため運営が困難になった等の報告があり、町会員から、「下落合三丁目町会の境界では非常に不便であるから将来は分割された丁目ごとにそれぞれ単位町会として発足する必要があると思うが下落合三丁目町会から円満に譲渡してきた継続した形で運営に入っていくのが一番穏当ではないかと考える。折角ここまでやって来た町会を投げ出す形で解散するのではなく、新しい組織作りを育てて、発展的解散というような方向にまで持って行って貰いたい。また副会長さんのいう面白い気持はよく分る。しかしそう考えていない町会員も沢山いると思う、その人の立場も考えて見て欲しい。」という発言があって、どのような形で解散するか、に議論が集中し副会長を始め発展的解散が臨時総会の本筋、ということに意見が一致した。よって町会に現金がある限り（現在高約二十万円、四月～九月までの半期分の諸支払いを済ませると四、五万円残る。これで私道の街路灯だけは約三ヶ月は点灯できる見通し）、福利施設は維持しようと決めた。次いで小野田増太郎氏（相談役）から、「現町会は清算委員を準備して残務整理を行ない、これを町会員に報告し、そうしながら、単位町会など次の段階に入るまで旧町会は面倒を見てやってもらいたい。」という要請があってこれを了承した。また旧役員からは、今後は新しい人が、新しい方向で生れ変わるような町会を、もよりもよりの新丁目単位で作って欲しいという希望があり、そのほか、個々の会員から町会に対する批判の声が多かったこと。役員の実省があった。と町会保有資産の清算と福利厚生維持をしながらの発展的解散を決めるのである。

(2) 中落合二丁目町会の設立

昭和40年11月12日発行の第32号1面では、解散を決めた下落合三丁目町会の後継組織たる新町会結成の機運についても伝えている。「新町会結成の動き」として、「相互扶助の精神および下意上達等協団体、活動体としての町会組織は今日必要であるとの見地から（中略）新町会再建準備を急いでいる。（中略）三和銀行、第一銀行、大同製鋼、富士紡績の各寮も参加、商店会、婦人層等町内全般の総意を目指している。中二丁目地区。」と、住居表示後の中落合二丁目地域での新町会結成の動きを伝える。

また、「臨時組織を設ければ防犯灯は消えぬ」として「旧町会が解散しても、新町会を結成する前提で、旧町会範囲の引継ぎ臨時組織を設け、責任者を決めて防犯灯など管理してくれれば助成金は出すと区の係がいつている。この助成金が貰えれば私道分の防犯灯は消さなくて済む。」と、防犯灯管理を契機としての後継組織づくりを提案している。防犯灯が新旧町会の結節点となるのである。戦前、そして戦後まもなくのころからの「町の利益」の象徴として受け継いできた防犯灯を守る姿勢をみせるのである。

昭和40年12月20日発行の第33号1面「中落合二丁目地区町会結成準備進む」で、「旧下落合三丁目町会の内、中落合二丁目町会設立準備会では、来る十二月十八日土曜日午後二時より落合第一特別出張所階上に於て、新町会設立総会を開催する。これは下落合三丁目町会が住居表示改変を期して十月二十二日早急な解散をしたため、同地域が突然未組織になった不便さを

解消し、明朗な町会を作ろうというので、各ブロック別に二七名の発起人が中心になりこんちの結成となったもの。その間、^{ママ}誹意書の作成、会則の審議等重ねてきたが、旧町会内では最も早く丁目別単位町会結成に漕着けた。世帯数は約九〇〇。中落合二丁目町会が旧下落合三丁目町会を変った主な点を挙げると、①月例理事会を開く。これは地域偏差をなくすことを主な目的にしている。②広報部を設け機関紙を発行する。(中略)なお、中落合一丁目、三丁目地区はまだ町会設立の動きはない。」と、町会改革案としての月例理事会と広報部設置・機関誌発行をあげるのである。

この機関紙発行の件については、昭和40年12月20日発行の第33号1面社説「新町会設立に寄せて」の中で「新町会は広報部を設け機関紙を発行するという。当然機関紙には事業報告もされるであろうし、会計報告も都度行われるであろう。これはこれまでにない喜ぶべき前進である。健全な組織を維持し運営していくために機関紙の果たす役割は大きいものだ。とくに会計監督や報告をしっかりとやっていなかったために不和を生じた町会が多い。」とこれまでにない喜ぶべき前進と大きく評価している。

そして昭和41年2月8日発行の第34号1面「中落合二丁目町会結成了る」で、「昨年十二月十八日午後二時三十分より落合第一特別出張所階上に会員多数が集まり、中落合二丁目町会創立総会が行われ、経過報告規約集、役員選定を^{ママ}万場一致で可決」し、同町会が結成されたことが伝えられた。

(3) 中落合三丁目やよい会の設立

旧下落合三丁目地域のうち、最初に設立された中落合二丁目町会に次いで中落合三丁目地域に町会が新設される。この町会は竹田が発起人代表であり、その設立までの経緯や町会に対する思想が詳細に語られている。

昭和41年3月14日発行の第35号1面「町会結成発起人会 旧下三の中落合三丁目」では、「旧下落合三丁目町会の内、中落合三丁目地区では新町会を創るため、二月二十五日午後二時より中落合二-四-十七小野田増太郎氏事務所二階集会所に発起人二十九名(内婦人十二名)が集まり、新町会結成第一回発起人会が開かれた。発起人には(中略)二十七名で発起人代表は本紙編集長竹田助雄氏。当日は規約案審議委員五名を決め、町内会区域を内定した。区域は旧下落合三丁目町会の内地番整理で中落合三丁目に変った範囲。世帯数約三五〇。続いて竹田氏から「愉快的町会を創るために」を主題とする発起人代表になった経緯、理由を述べ、今後の町会はどうか、の概要次のような話と要望があった。」として以下の8点をあげる。

①実際に執務する人を以って構成するため婦人会員を多くする。②婦人会員の多い町会ほど円滑な運営をしている他町会の例。③世話人は同一人が長年世話をする偏重を排し当番制にしたい。④批判に耐えたり答えたりまたは善処し得る責任ある役員でありたい。⑤無償の行為の意義を互に理解し合いたい。⑥きれいごとにおぼれず他に強いることのないこと。⑦広報を発行し定例理事会を開く。⑧人の善意によりかかる政治を少くするため今後は町会費の中から例

えば防犯灯増設などは避け当局に増設してもらおう。等々。

また昨年十月二十二日旧町会解散後の街路灯の管理がズサンになっているため町内区域図を配布し街路灯の正確な本数、位置等を発起人によって調査を進めている。と新町会による防犯灯の継承について言及している。竹田の居住する中落合三丁目地域の新町会の設立についての記事である。発起人代表は竹田本人ということもあり、記事の町会についての内容は極めて詳細である。「愉快的町会を創るために」で掲げられた8点の内容や防犯灯の継承など竹田の町会に対する実践的姿勢があらわれている。

昭和41年4月19日第36号1面「世話人を当番制に 町会結成準備会で中落合三丁目地域の内」で新町会結成準備を進めていた旧下落合三丁目地域の内中落合三丁目では、三月十一日午後二時より区第一特別所二階会議室に準備委員二十一名（代表竹田助雄氏）が集まり、第二回目の準備会を開いた。この日は新規約案を内定午後四時三十分散会した。新規約案でとくに注目されたことは、世話人を排し当番を設定したこと。これは地域“役員”の偏重を防ぐため、会員は特別の事情でもない限り輪番で当番をする。当番一人の受持区域は十軒内外。したがって一年交代なら十年に一ぺん、務めることになった。と輪番制を敷いたことを伝えている。

また同面の「新町会名は「やよい会」に」では、「新町会名はかねてより準備委員から提出されていた町会名候補、中落合三丁目自治会、みどり会、やよい会、東文会、東親会、仲好会、作楽会の七つを、当日出席者二十一名によって無記名投票を行ない、その結果 やよい会十一票、次点仲好会五票で、町会名は「中落合三丁目やよい会」と決めた。なお発起人の一人、(中略)は、席上、町会員の募集について「会員は無理にすすめて募集しないように」と話をされた。と新町会名決定の経緯と会員の強制加入をしないことが伝えられている。そして、昭和41年7月3日第38号4面「やよい会発足 中落合三丁目東部」で、「去る五月二十九日午後二時より、落合第一特別出張所で創立総会を開き、午後四時同町会は発足した。世帯数は約三百。」とその発足を伝えるのである。

その他の町会再編成に関する記事であるが、昭和41年7月3日発行の第38号4面「仲良く町会が合併 下・二東部と中二丁目」では、下落合二丁目町会の内、中落合二丁目に町名変更になった地域は、五月になごやかなお別れパーティーを開いて六月一日から同町内一三五世帯は中落合二丁目町会に加わった。」とあり、町界変更になった旧下落合二丁目町会のうち、中落合二丁目地域は、中落合二丁目町会に加わった。新町界に基づく町会再編成が進んでいく。

また、昭和41年9月10日発行の第40号1面「下・四町会改名「落合親和町会」に」では、下落合四丁目町会（会員数約千）は、八月二十一日午後区第二特別出張所二階に於て第十二回定期総会を開き、新住居表示により同町会の中落合三、四丁目、西落合一丁目の三地区に町名が分れたため、「落合親和町会」と改名、同日より新発足した。会の区域は以前のまま統轄。」と、これは町界が変更されても旧町界による町会組織を維持し町会名の変更のみで終わった例である。

また、同面「中井東部中井町会に加入」では、旧下落合三丁目町会の内、中井東部地区約七

十世帯は、八月十日現在、未加入者数世帯を残して中井町会に加入した。とあり、こちらは町界変更による既存町会への編入の例である。

昭和42年2月2日発行の第43号1面「町会名変る 上落合地区」では、「新住居表示にともない、上落合では町会名を左の通りに変えた。区域は従来のまま。」と、旧上落合一丁目町会が上落合東部町会に、旧上落合東町会が上落合親和会に、旧上落合西町会が上落合三丁目町会に名称を変更したことを伝えている。

上落合の住居表示については、昭和40年7月13日発行第29号1面の「上落合を進めよう」で、丁目の分割が議論の焦点となることがいわれ、三分割することが理想に最も近いとしている。また、「折角親睦を深め統一されている役員が散逸されることがあろう」ともいわれ、具体的には町界変更によって一丁目町会長が二丁目に入ってしまうことが言及されている。その後、昭和40年12月20日発行の第33号1面で三分割の内定が報じられ、昭和41年2月8日発行の第34号1面・昭和41年3月14日発行の第35号1面「七曲り」で作業難航が伝えられた。難航の原因は町会問題が根底にあると述べている。昭和41年9月10日発行の第40号1面で三丁目に分割の決定が報じられたが、町会の区域については変更なく名称の変更のみにて組織の改編はなかった。

(4) 町会による機関紙・広報紙の発行

機関紙の発行とその重要性については、中落合二丁目町会の活動の中で大いに評価していたが、この中落合三丁目やよい会における機関紙についても昭和41年9月10日発行の第40号2面「区内に初めて婦人広報部誕生 中落合三丁目やよい会」で紹介している。体裁は「A4版がり版刷り二ページ」というものであったが、「新宿区には百八十三の町内会があるが、広報を発行しているのは数えるほどしかない。しかも女性が主体になり、毎月定期刊行はやよい会だけ。部員は八名で編集長は一年交代の当番制」ということで6人の女性が紹介されている。それぞれの人物の紹介として「目白文化村」居住者としての第二世代であったり、「女学院時代の経験を生かす」といった記述があったり、「社長夫人」、「日本ペンクラブ委員・慶大講師」夫人、「紀伊国屋書店洋書部考査役」夫人という記述などから参加者の地域の特性が伺える。男性は記事の中で写真部員として1人紹介されていて「他に男性はわが社から一人、編集のお手伝いで加わった。」とある。おそらく竹田本人のことであろう。

次の昭和41年10月23日発行の第41号2面では「すっきりした出来ばえ 中井町会の広報」で「なかい広報」の創刊を伝えている。創刊号はタブロイド判四ページ活版刷りで、「事業内容町内事情等くわしく報告することによって、会員相互の理解と親睦を高め、いっそう円滑な運営を計ろうというもの」だった。中井町会の広報誌の発行で、落合地区で広報紙を持つ町会では中落合二丁目町会と中落合三丁目町会と中井町会の三町会となった。中落合二丁目町会は盛んに広報紙を発行し、月刊のタブロイド判二ページタイプ刷り広報紙をこの時まで11号を発刊していた。また西落合町会でも発行の動きがあることを伝えており、「町内会で広報を持

っている落合地区は、都内でも珍らしい存在になってきた。」とこの記事を結んでいる。地域の中で住民による「新聞文化」が根付いていたようである。なお、現在においても中井町会の広報紙『中井だより』は毎月発行され、町会設置の掲示板にも掲示されており、町会の事業やまちの歴史などを地域に伝えている。

5. 防犯灯の設置

(1) 高度経済成長期の防犯灯設置

前述の通り防犯灯は町会設置の大きな理由の一つであり、その利益を消さずに受け継ぐということが新町会設置の根拠となった。防犯灯は守るべき安全な「町の利益」であった。

昭和26年5月21日の朝日新聞掲載の「サザエさん」では、サザエさんが西の空に三日月の照る夕暮れ時（なお、このコマで描かれる月は下弦の月の形である。東の空に下弦の月が見られるのは夜半から未明ごろとなってしまうが、サザエさんが午前様で出歩いている場面とは考えにくい。夕暮れ時と考えるのが適切だろう。）に、店じまい後の氷屋の戸を何度もたたいて呼び出し、「すみませんが、ウチに帰るまで見て下さいな、こわいんですの」と頼み「まーだですよー」と叫びながら家に帰っている。サザエさんが暮らしていると設定された世田谷も夜道は暗く、安心安全に歩ける状態ではなかったようである。

このような状態は高度経済成長期に入るまで続いていた。昭和36年3月31日「街燈等の整備が未だ不十分であり、暗い街路等において犯罪が頻発している現況にかんがみ、夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の安全をはかることを主たる目的とする街燈又は防犯燈（以下「防犯燈等」という。）の整備を促進する」という「防犯燈等整備対策要綱」が閣議決定された²⁶⁾。

この決定を受け、昭和三十八年新宿区では「東京都新宿区街路灯等整備対策要綱」を策定した。夜間における交通の安全と犯罪の発生防止のため区道上の街路灯新設促進をはかるとともに、在来民間団体の建設した防犯灯の維持管理については区が行ない、また私道上の防犯灯に対しては補助を行なうことになり昭和三十九年度を初年度とする四か年計画を立案し、民有灯の寄付受領と併行して、四〇ワットの蛍光灯による新設および改修工事を実施した。昭和四十一年三月までには新設街路灯一、二一三基、改修街路灯二、六四六基を完成し、引き続いて区道の完全照明を目標に工事をすすめていった²⁷⁾。昭和38年から39年にかけて、町会主導による防犯灯の設置、維持管理が区に移管していく転換点となった。落合地域でも防犯灯の整備がさらに進められていったが、そのはじまりが町会主導であり町会の成り立ちや活動に大きなかわりを持っていた防犯灯の整備は、高度成長期においても安全なまちづくりの象徴であった。

(2) 『落合新聞』に見る防犯灯設置

防犯灯は「町の利益」の象徴であり、その防犯灯に関連する記事は5・8・11・32・40・

42・45号の計7号に掲載されている。防犯灯に関して『落合新聞』は、「町の利益」の維持・管理の観点から、町会再編成に伴うその継承の観点からかなり注意を払って報じている。

「東京都新宿区街路灯等整備対策要綱」策定以前の昭和37年10月10日発行の第5号2面「防犯灯の管理西落合が最良」で町会ごとの防犯灯の管理について調査結果を掲載している。そこには、

「某女性からの依頼投書により本紙調査部では去る八月十七日及び九月二十四日二回にわたり夜七時三十分から九時に至る間の上、下、西、各町会約二分の一範囲の防犯灯破損、点灯状況を調査したところ、西落合地区に於て故障、点灯忘れ無しの最良のデーターを得た。調べによると西落合町会では防犯部の内定に基き直接に点検管理する電灯部員等が、十日に一回町内電灯を巡視点検している結果によるもの。故障二箇所以下の処。上落一、二丁目、下一丁目、及び知久会。新設防犯電柱は下四が多数。」と、評価している。

昭和38年3月8日発行の第8号2面「防犯灯盗まれる 六環で水銀灯六個 家庭ではイヤホン」では、

「六号環状線下三町内に先頃町内防犯部が設置した水銀灯十五本のうち、電球六個（一個千五百円）が二月上旬から中旬にかけて忽然盗まれていることが防犯部の巡察によって判明。ほかにも下三の家庭用イヤホンも被害、犯人は電気工事に若干経験ある同一人物の犯行と目され関係者は目下対策をねっている。被害はまだある見込み。」と、防犯灯が盗難にあった記事を掲載している。

昭和38年6月12日第11号2面「児童遊園 下落合駅前空地など 質問に答えて 岡田昇三」のなかで「防犯灯は…」では、「既設のものは年度内に全部ひきとる。一千万円を補助金として、一千万円を維持費として計二千万円を計上している。新設はひきとったあとにする。交通安全灯は少くとも百本ぐらいは必要といわれるがこれは議会にかけないと数字はまだ答えられない。」と、岡田区長へのインタビュー記事を掲載している。前述の「街路灯等整備対策要綱」に基づき防犯灯の維持管理が区に移管されていくが、その際の前予算の概要とその後の新設についてが、新宿区長によって語られている。

前述の昭和40年11月12日発行の第32号1面「下三丁目町会が解散」では、「同町会は終戦直後の暗闇の時代にせめて防犯灯だけでもつけて町を明るくしようと、誰からともなく言い出した運動がきっかけになり、相互扶助の精神からその組織が拡大され、やがて昭和二十九年九月十七日下落合三丁目町会が誕生した。（中略）通算十一年間、今日に及んでいた。その間防犯灯の設置本数一九六。」と、戦前と同様に防犯灯設置がきっかけの一つとして町会が設立されたことを伝えている。そして、「旧町会が解散しても、新町会を結成する前提で、旧町会範囲の引継ぎ臨時組織を設け、責任者を決めて防犯灯など管理してくれれば助成金は出すと区の係がいつている。この助成金が貰えれば私道分の防犯灯は消さなくて済む。」という。住居表示実施にともなう町名変更で下落合三丁目町会は解散するが、新町会結成を前提に防犯灯の維持・管理は引き継がれていった。この継承については、昭和41年4月19日発行の第36号1面

「清算委員会解散 旧下落合三丁目町会」で、旧下落合三丁目町会清算委員会では、三月三十一日午後八時より区第一特別出張所二階に委員十二名を招集し、同日限をもって、現金十九万九千二百二十八円の残金を各丁目別会員世帯数に応じ、左の通り配分、旧町会の全職務を解散した。

中落合一丁目 三万五千円、中落合二丁目 三万円、中落合三丁目 二万三千二百二十八円、中井、中落合四丁目 五千元

右のうち町内会のない処は右の金によって、旧町会所有の電柱の電灯料を東電に支払う。丁目別電柱本数は、一丁目十九本。二丁目十三本。三丁目十四本。中井三本。四丁目一本。計五十本。電灯料金は四十ワット白熱灯一灯で月百二十四円。と旧下落合三丁目町会の解散による清算金が当面の防犯灯の維持に使われることが伝えられている。

(3) 防犯灯設置に対する『落合新聞』の姿勢

防犯灯の引継ぎについて旧下落合三丁目町会の範囲の分は、昭和41年9月10日発行の第40号2面「旧下三町会委託街路灯丁目別に整理」では、「下落合三丁目町会が解散したため、新宿区から委託されていた公道に面する街路灯百二十八本を、落合新聞社に於て左の通り分け、各丁目別代表の了解を得て、区に申請した。

中落一丁目 二十九本、中落合二丁目町会 五十七本、中落合三丁目やよい会 三十五本一内中落合四丁目分一本を含む、中井東部地区 七本。以上百二十八本」と『落合新聞』が申請に携わっていることが伝えられている。

また、昭和42年3月31日発行の第45号1面「私道の防犯灯を新町会別に分ける 旧下三町会内」で、「一昨年、旧下落合三丁目町会解散により、私道上の防犯灯管理を新町会に分けて移管するため、当社では設置場所を明記し、地図を添付して各町会長承認の上、区土木課施設係に申請書を提出した。各町会別本数と補助金受取人は左のとおり。中落合一丁目会 十六本

中落合二丁目町会 十六本 中落合三丁目やよい会 十三本 合計四十五本 区からの補助金は年間一灯につき千六百円。四月頃支給される。中井町会編入分は以前に会長の協力で措置をした。」と、申請書の提出に関して旧下落合三丁目に所属していた『落合新聞』がその手続きに深くかかわっている。

昭和41年11月30日発行の第42号1面「白熱防犯灯を一掃」では、「中落合三丁目やよい会では、私道の白熱灯式防犯灯を全部けい光灯にきりかえ、電球取替えの厄介をなくした。」と折から進行していた前述の「東京都新宿区街路灯等整備対策要綱」に基づく「四か年計画」による白熱灯の四〇ワット蛍光灯への改修工事を伝えている。

防犯灯の設置、管理、運営は町会活動の大きな位置を占めていた。落合地域は防犯活動に起源をもつ町会の活動が盛んであり、町の安全を守る防犯灯について伝えることは「町の利益を擁護する」ことそのものであった。新宿区では町会設置の白熱灯による防犯灯の蛍光灯への切り替えは昭和44年に終了する²⁸⁾が、『落合新聞』の報道は、町会による設置から自治体によ

る設置への転換期の実態の記録として貴重なだけでなく、解散した旧下落合三丁目町会の防犯灯の新町会への引き継ぎ作業にも大きく関わっており、「町の利益を擁護する」具体的な活動となっていた。『落合新聞』の本質を示す活動の1つとなっているといえよう。

Ⅲ. まとめ

『落合新聞』と町会との関わりは、Ⅱ. 1. (2) で述べたインフラ整備に関する請願の主体として、またⅡ. 4. (2)・(3) で述べた新町会の設置や、Ⅱ. 5. (2)・(3) で述べた防犯灯の設置、維持・管理など密なものであった。それは、『落合新聞』を主宰していた竹田の地域との関わり方そのものであろう。町会には竹田自身も深くかかわっており、地方自治への期待も相俟って対象に対する距離が近い感情もこもった記事が多い。竹田の町会に対する思想は、Ⅱ. 3. (2) で述べてきた「善意の組織」という言葉に端的にあらわされている。その町会は、落合地域が直面した60年代的課題であった放射7号線の建設による地域の地理的分断と、住居表示による地縁の分断から再編成を余儀なくされた。町会の再編成もまた落合地域の60年代的課題であった。

落合地域が直面した60年代的課題の1つである町会の再編成にあたって、広報部を設置して機関紙発行する、輪番制を敷くなど、町会内部の議論の展開が明らかになっており、内部の人々の町会機能の継承と改革への志向性、思考・行動がわかる記録として『落合新聞』の記事は極めて貴重といえる。その中で『落合新聞』を主宰していた竹田はこの問題に深く関わりながら実践的姿勢でその問題にあたっていった。

『落合新聞』では町会をどのようにとらえていたのであろうか。『落合新聞』の地域に対するまなざし、問題意識として「町の利益を擁護する」という姿勢が常にその根底にあった。擁護すべき「町の利益」というものを考えたとき、それは、いわゆるインフラストラクチャーとソーシャル・キャピタルの2つに分けて考えることができる。ソーシャル・キャピタルとは、その概念を提唱したパットナムの定義に従えば「調整された諸活動を活発にすることによって、社会の効率性を改善できる、信頼、規範、ネットワークといった社会組織の特徴をいう」²⁹⁾ というものである。なお、ソーシャル・キャピタルを直訳すると「社会資本」となるが、「社会資本」はインフラストラクチャーの意味でつかわれることが多く、ソーシャル・キャピタルは多くは「社会関係資本」と訳され区別されている。

これまでに拙稿で論じてきたのは、放射7号線建設問題や地下鉄建設、落合処理場など1960年代における発展する落合地域のインフラストラクチャーの整備の問題であった。地域の福祉向上、経済発展、利便をもたらす各種インフラストラクチャー整備に対する地域の姿勢や、その整備が質的・量的に急速な拡大をする中での地域の反応、否応なしの急激な変化に対する地域の犠牲とその対価について『落合新聞』は取材し記事にしてきた。公共事業などの受け入れに際しては、その立場により賛否両論あり、期待と不安のあらわれと受け入れに際しての地域住民がとるべき対策が記事となっていた。

それに対して、今回論じてきた町会問題は、地域力と置き換えてもいいソーシャル・キャピタルの問題である。『落合新聞』の特徴の一つとして、投書欄やコラムなどに地域に暮らす市井の人々や文化人からの投稿・寄稿が多いということがあげられる。地域力たるソーシャル・キャピタルを大いに活用しようとする姿勢を『落合新聞』はみせていた³⁰⁾。その初期の町会関連の記事では、請願によって行政を動かすことでインフラ整備を進めていこうとすることをとりあげ、町会再編成期には、「善意」というマンパワーとその集積である地域力で動く町会の活動について記事としてとりあげていった。そこでは竹田自身も深く活動に関わり、またリードしながら町会というソーシャル・キャピタルを維持していこうとする姿勢をみせていた。

防犯灯の設置は、本来行政によってなされるべきインフラ整備の1つであるが、行政機能の補完としてソーシャル・キャピタルたる町会によって整備されてきた歴史があった。この防犯灯の継承、維持・管理については「町の利益を擁護する」という『落合新聞』の姿勢と本質的に合致するものであり、旧町会の解散とそれに伴う町会の新設に際して、その継承、維持・管理に関わる具体的な活動もみせていったのである。

【注】

- 1) 『落合新聞』は下落合在住であった竹田助雄が昭和37年5月3日から昭和42年10月26日までの間に50号にわたって発行した地域新聞である。竹田助雄は大正10年4月20日富山県生まれ。昭和2年、折からの不況で父の稼業であった印刷業が傾き山形県の母の実家に転居。その後、東京に出稼ぎに出ていた父に呼び寄せられ昭和4年7月に東京の西巢鴨、染井墓地裏の長屋に暮らすようになる。落合に暮らすようになったのは昭和6年8月、当時の東京府豊多摩郡落合町大字上落合字下田（現・上落合一丁目と中落合一丁目の小部分）に引っ越してきた。その後小学校六年生の時に旧・下落合三丁目に転居している。（『地図で見ると新宿区の移り変わり 戸塚・落合編』537～543ページ）落合に暮らすようになってから竹田は高等小学校を卒業するまでの4年間に家賃が滞ったことが理由で地域内を5回引っ越したという。（『御禁止山』46ページ）竹田の本業は、竹田写真製版所という写真製版の会社の経営であった。著述の世界との関わりは古く、保高德蔵が創刊、編集した文芸雑誌『文芸首都』を昭和15年に知り、同人となっている。その著作には書籍となったもので、おとめ山の保全運動をテーマとした『御禁止山—私の落合町山川記—』、満州出征当時の記憶をたどった『戦いの最中に』、交通事故で障害者となった実弟の介護と苦難の日々を描き著者急逝のため未完となった『風魚の家』がある。昭和61年10月27日にくも膜下出血により死去。享年65。
- 2) 竹田助雄『御禁止山—私の落合町山川記』創樹社 昭和57年 26ページ
- 3) 『落合新聞』昭和37年5月3日創刊号1面「発刊に際して」において、竹田は「われわれの新聞がその町の利益を擁護する公器であって一向にさしつかえないはずである。」とその目的について述べている。
- 4) 拙稿『『落合新聞の研究(1)』』『目白大学短期大学部研究紀要50』188～198ページ
- 5) 拙稿『『落合新聞の研究(2)』』『目白大学短期大学部研究紀要51』97～119ページ
- 6) 拙稿『『落合新聞の研究(3)』』『目白大学短期大学部研究紀要50』91～112ページ
- 7) 「同上」
- 8) 『落合新聞』創刊号「発刊に際して」
- 9) 東京市政調査会編『東京市町内会に関する調査』東京市政調査会 昭和2年 45ページ
- 10) 『同上』40ページ
- 11) 近藤健藏『落合町誌』落合町誌刊行会 昭和7年 165～166ページ

- 12) 『同上』 353 ページ
- 13) 『同上』 304 ページ
- 14) 『同上』 395～398 ページ
- 15) 『同上』 306 ページ
- 16) 『同上』 312～313 ページ
- 17) 新宿区役所『新修 新宿区史』昭和42年 404 ページ
- 18) 新宿区町会連合会 シンジュクイレブンホームページ「落合第二地区町会連合会の歩み」(<http://www.shinjukul1.jp/chokai/ochi02/syoukai.html> 平成28年8月28日閲覧)によれば、「昭和41年、上落合三丁目町会の創立に伴い上落合中央町会（昭和27年創立）、中落合三丁目辻町会と落合親和町会（昭和29年創立）、西落合町会（昭和31年創立）、中井町会（昭和34年創立）と六町会が一つにまとまって昭和46年11月、それまでの落合地区町会連合会から分離、新たに落合第二地区町会連合会が（中略）結成された。」とあり昭和27年以降、落合地域に町会が創立されていた様子が見て取れる。
- 19) 火災報知器の設置については、この時期は既にピークを過ぎていたようである。東京消防庁『東京の消防百年の歩み』139～140 ページによれば、「昭和三十六年を頂点として、火災報知機による火災通報件数が電話の普及に反比例して逐年減少を示し、同四十年にはついに火災報知器による通報件数が、全火災件数の一パーセントを下回るに至り、同四十二年度で増設を中止し、同四十六年九月に火災報知器の全面廃止五か年計画を策定して、同四十九年十二月十六日、すべての火災報知器の撤去を完了した。」とある。
- 20) 『落合新聞』に区立「聖隣館」とあるが、「聖隣館」は社会福祉法人東京聖学院により設置された施設である。社会福祉法人東京聖学院のホームページ (<http://www.seirouin.or.jp/enkaku/> 平成28年9月20日閲覧)によれば、大正15年6月、東京浅草において浮浪者、生活困窮者を収容保護し始め、昭和3年2月に豊島区に移り「東京聖学院」と称した。昭和22年1月、都の要請により新宿区西落合に更生施設「聖隣館」を設置、昭和27年5月、社会福祉法人東京聖学院として認可された。昭和35年1月、東京都の保護施設再建整備計画により「聖隣館」を宿所提供施設に変更した。「聖隣館」は昭和51年12月、事業廃止となっている。
- 21) 『御禁止山』296 ページ
- 22) 『同上』290～297 ページ
- 23) 『新修 新宿区史』401 ページ
- 24) 新宿区役所『新宿区広報』昭和39年8月3日発行
- 25) 野田正穂・中島明子編『目白文化村』日本経済評論社 平成3年 203 ページ
- 26) 警察庁保安局『保安局報』第3巻5号 37～38 ページ
- 27) 『新修 新宿区史』525～527 ページ
- 28) 新宿区役所『新宿区史』昭和53年 658 ページ
- 29) ロバート・D・パットナム 河田潤一訳『哲学する民主主義—伝統と改革の市民的構造』NTT出版 平成13年 206 ページ
- 30) 『御禁止山』105 ページで竹田は「私は郷土誌としての企画に基き地域内に居住する知名人にはできるだけ寄稿を依頼していた。」と書いている。